

介護保険制度における「地域ケア会議」について

地域ケア会議とは？

地域ケア会議は、市が中心となって定期的に行っている会議です。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように、専門職が知恵を出し合い、介護保険の理念に沿った自立した生活が実現できるようにする会議です。

リハビリで足の筋力をつければ、Aさんが家でできることも、もっと増やせるのでは！

【薬剤師、歯科衛生士、栄養士
リハビリ等の専門職】

洗濯物を干す部分をヘルパーが手伝いするというの
はどうですか？

【ケアマネジャー】

【市（主催者）】

【生活支援コーディネーター】

足の筋力が弱っているため、洗濯や掃除などの家事でお困りの
ようです。

【地域包括支援センター】



※地域ケア会議は、より良いサービスの検討を目的とし、会議に用いる資料は、氏名や居住地等個人が特定される情報を用いることはありません。

※個人情報保護法を遵守し、守秘義務を徹底しております。

地域ケア会議でいただいた専門職からの助言を踏まえ、より良いサービスをご提案します

必要な介護保険サービスを選択し、利用者さまの自立に向けた支援を行います



～介護保険法に書かれていること～

第1条（目的）要介護状態になっても、尊厳を保持して自立した生活を送れるよう介護保険サービスを給付すること。

第2条（保険給付）保険給付は悪化防止のために行われること。利用者の状況に応じて利用者の選択による適切なサービスが給付されること。

第4条（国民の努力及び義務）給付を受ける国民自らが介護予防や心身の状態の維持改善に努める義務があること。

【お問い合わせ】

いきいき長寿課 包括ケア担当
電話：0986-23-2685